

平成30年 6月18日

保護者様

京都市立北総合支援学校  
校長 加藤 勉

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ(保存版)

梅雨の候、保護者の皆様にはご健勝のことと存じます。日ごろは本校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校におきましては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

### 1 特別警報について

登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

|     | 「特別警報」発令時に伴う登下校について | 登下校や児童生徒の対応について                                |
|-----|---------------------|--|
| (1) | 下校から午前0時までに発令された場合  | ・翌日を臨時休業                                       |
| (2) | 午前0時から登校までに発令された場合  | ・当日を臨時休業                                       |
| (3) | 在校中に「特別警報」が発令された場合  | ・直ちに臨時休業とする<br>・下校の安全が確認できるまで、原則として児童、生徒は学校で待機 |

### 2 暴風警報について

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

|     | 「暴風警報」発令時に伴う登下校について   | スクールバスの運行について                              |
|-----|-----------------------|--|
| (1) | 午前7時までに解除された場合        | 登校時、下校時とも平常通りの運行                           |
| (2) | 午前8時までに解除された場合        | 登校時は、1時間遅れでバスを運行<br>下校時は、平常運行              |
| (3) | 午前9時までに解除された場合        | 登校時は、2時間遅れでバスを運行<br>下校時は、全校一斉<15:20>バス発で運行 |
| (4) | 午前9時の段階で「暴風警報」が発令中の場合 | 「臨時休業」                                     |

#### ● 自主通学生について

自主通学生の登下校時刻も上記（1）～（4）と同様ですが、状況によっては保護者が付き添うなど生徒の安全確保をお願いします。

#### ● その他

登校中や授業中に「特別警報」、「暴風警報」が発令される場合もあります。下校時刻の変更や、保護者迎えをお願いすることがありますので、必ず学校から連絡がとれるようにしておいてください。

※ 本校では「大雨警報」発令の場合は休校ではありません。ただし、健康面等で心配があり、登校について迷われること等がありましたら事前にご相談ください。

平成30年 6月18日

保護者様

京都市立北総合支援学校  
校長 加藤 勉

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ（保存版）

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。日頃は、本校教育の推進に、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には、電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難になることが予想されます。学校からは可能な範囲でホームページ等でお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いします。

記

### 1 登校・園前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、以下の通り、次の登校日を臨時休業とします。

|  |   |                    |
|--|---|--------------------|
| ○下校後、深夜0時までに発生した場合   | … | 翌日を臨時休業            |
| ○深夜0時以降、登校までに発生した場合  | … | 当日を臨時休業            |
| ○休業日、休業前日に発生した場合   | … | 原則として休業明けの登校日を臨時休業 |
| ※安全が確認でき、授業等を実施する場合は、PTAメール配信・学校ホームページ等により授業等を実施する旨を連絡します。 |   |                    |

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

### 2 在校・園中に発生した場合

(1) 下校の安全が確認できるまでは、学校に残ることとし、安全が確認できれば下校します。また下校時間を変更することがあります。

(2) 不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にとどまり、状況によっては保護者をお迎えをお願いすることがあります。